

入院時食事療養に関する事項

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届け出をしており、基準を満たした食事を提供しています。
また、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18：00以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について

一般（市民税課税世帯の方）	1食	510円
市民税非課税世帯の方（70才未満） （限度額区分才）	～90日	1食 240円
	91日～	1食 190円
市民税非課税世帯の方（70才以上） （低所得Ⅱ）	～90日	1食 240円
	91日～	1食 190円
市民税非課税世帯の方（70才以上） （低所得Ⅰ）	1食	110円